

第6章 個人情報の保護

1 管理ルール

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の個人情報については、高確法、国民健康保険法、広島市個人情報保護条例に基づき適切に対応します。

また、特定健康診査及び特定保健指導を受託した事業者についても、これらの法令の規定遵守の徹底を図ります。

<参考条文>

- 高齢者の医療の確保に関する法律（秘密保持義務）
第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
第百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 国民健康保険法（平成20年度4月1日施行分）
第百二十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職に合った者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密をもらしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 広島市個人情報保護条例
第四十五条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第七条第三項に規定する実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであつて特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第四十六条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 記録の保存方法等

(1) 保存方法

特定健診等の資格に係る情報については、広島市が管理する「特定健診システム」において管理を行ないます。

また、特定健診受診の際に得た問診等の情報に関しては、広島県国民健康保険団体連合会の「特定健診等データ管理システム」に記録・保管されます。

(2) 保管期間

蓄積された特定健診等のデータは、原則5年間保管します。